

天理市地域公共交通網形成計画の策定について

1. 地域公共交通網形成計画とは

- (1) 地域公共交通活性化再生法（以下「法」という。）の改正（平成 26 年 11 月 20 日施行）により、これまでの地域公共交通総合連携計画は任意の計画となり、新たに法定計画として「公共交通網形成計画」が策定できるようになりました。
- (2) 地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割を果たすものです。
- (3) 再編実施計画とは、「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画の一つです。網形成計画において、地域公共交通特定事業のうち「地域公共交通再編事業」に関する事項を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成することができます。



▲網形成計画と再編実施計画の位置付け

2. 本市の公共交通に関する計画

- (1) 市全域に広がった地域公共交通ネットワーク全体の活性化及び再生と、地域特性に応じ需要に見合った効率的な維持確保を推進にむけた具体的な内容を示す「第2次天理市地域公共交通総合連携計画」を平成 26 年度に策定しています。
- (2) 第2次天理市地域公共交通総合連携計画の計画期間は、平成 30 年度末までであり、今年度中に次期計画を策定する必要があります。

3. 網形成計画と連携計画の違い

「網」形成という言葉が示しているとおり、網形成計画では連携計画の中で十分に扱われてこなかった、まちづくりとの連携や、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワー

クの再構築を検討する必要があります。具体的には、網形成計画は以下の項目が記載されている必要があります。これらの記載がある連携計画は、記載内容について一定の評価・見直しを行ったのち、網形成計画に転換することができます。

網形成計画において留意すべき事項（基本方針二1）

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤広域性の確保
- ⑥具体的に可能な限り数値化した目標

4. 網形成計画の構成例

▼網形成計画の構成例

はじめに

- ・計画策定の趣旨及び位置付け
- ・計画の区域
- ・計画の期間

1. 地域の現状等

- ・地勢・地理
- ・社会状況・経済状況

2. 上位計画の整理

- ・総合計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・その他の関連計画

3. 公共交通の現状等

- ・公共交通の整備状況
- ・公共交通の利用状況
- ・利用者の意向等

4. 地域公共交通の役割と課題整理

- ・地域公共交通の役割
- ・地域公共交通の課題整理

5. 網形成計画策定の背景

6. 基本的な方針

7. 計画の目標

8. 目標達成のための施策・事業

9. 計画の達成状況の評価

参考資料

- ・法定協議会の構成員・開催状況
- ・地域の現状、公共交通の現状等の詳細整理結果の紹介
- ・目標・目標値設定の根拠 等

5. 天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務公募型プロポーザルについて

(1) 計画策定事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

(2) プロポーザルスケジュール

内 容	期 間 等
実施要領等の公表	平成 30 年 6 月 11 日 (月) ※天理市公式ホームページ上で公開
参加表明書の提出期間	平成 30 年 6 月 11 日 (月) 9時から 平成 30 年 6 月 26 日 (火) 17時まで
質問受付期間	平成 30 年 6 月 11 日 (月) 9時から 平成 30 年 6 月 20 日 (水) 17時まで
質疑への最終回答更新予定日	平成 30 年 6 月 22 日 (金)
企画提案書等の提出期間	平成 30 年 6 月 28 日 (木) 9時から 平成 30 年 7 月 6 日 (金) 17時まで
選定委員会 (書類及びヒアリング審査)	平成30年7月上旬～中旬
選定結果通知	選定委員会終了後に速やかに、ヒアリングを実施したすべての事業者に対して通知する。

(3) プロポーザル選定委員

選定委員は、①学識経験を有する者、②市職員、③その他市長が必要と認める者のうちから 5 人を、市長が委嘱又は任命します。

6. 天理市地域公共交通網形成計画策定の概要

(1) 計画策定の目的

現行の天理市における公共交通に関するマスタープランである「第 2 次天理市地域公共交通総合連携計画」の計画期間は、平成 31 年 3 月までとなっています。

平成 31 年 4 月以降においても現行計画を引き継ぎ、公共交通の維持・活性化に資する事業を計画的かつ各主体が責任を持って推進し、利便性の更なる向上を図り地域公共交通網を再構築するため、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画を策定します。

(2) 計画期間

平成 31 年度～平成 35 年度 (5 年間)

(3) 計画策定の流れ

本市の地域特性及び交通特性に関するデータ分析や実態調査等により、本市の地域公共交通に関する課題を整理するとともに、その結果を踏まえ、本市にとって最適な地域公共交通網の再構築にむけた施策及び事業等について検討し、計画としてとりまとめる。

また、市民からの意見を反映させるため、計画案についてはパブリックコメントを実施します。

策定スケジュール（案）

